保険業法(E 法務省令第 号

(平成七年法律第百五号) 及び関係法令の規定に基づき、 並びに関係法令を実施するため、 外国

保険会社等供託 金規 別等の 部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月

日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

外国保険会社等供託金規則等の 部を改正する命令

、外国保険会社等供託 金規 則 \mathcal{O} 部改 正

第一条 外国保険会社等供託 金規則 (平成八年法務省令第一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印 した」 を削る。

別紙様式第一号中 を削り、 同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田天 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「凸」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田天 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

行合 旧氏及び名」に改める。 別紙様式第三号中「呂」を削り、 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 同様式記載上の注意中「嬏歯町の凩名」を「田凩 「当該氏名」を (住民基本台帳法施 一当談

行合 田氏及び名」に改める。 別 紙様式第四号中「印」を削り、 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、「当該氏名」や 同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施 が 当談

合行 別紙様式第六号中 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 「当該氏名」を (住民基本台帳法施 松洞河

田氏及び名」に改める。

合行 別紙様式第八号中「円」 (昭和42年政令第292号) を削り、 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」や「旧氏 「当該氏名」 (住民基本台帳法施 を 松洞河

別紙様式第九号中「四」を削り、 同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施 旧氏及び名」

に改め

行令 田田及び名」に改める。 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当談氏名」を 松洞河

施行令 別紙様式第十一号中 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 「当該氏名」を「当 (住民基本台帳法

(免許特定法人供託金規則の一部改正)

第二条 免許特定法 人供託金規則 (平成八年法務省 令第二号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「凸」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ 氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規 とができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を 「氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ とができ ° %

行合 別紙様式第三号中「印」を削り、 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、「当該氏名」や 同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施) [当該

田氏及び名」に改める。

合行 別紙様式第四号中「哥」 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 「当該氏名」を (住民基本台帳法施 | 当談

田氏及び名」に改める。

合行 田氏及び名」に改め 別紙様式第六号中「舀」 (昭和42年政令第292号) を削り、 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」や「旧氏 「当該氏名」 (住民基本台帳法施 を 松洞河

行令 田氏及び名」に改める。 別紙様式第八号中「呂」を削り、 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施 「当談氏名」を | 数割

合行 田田及び名」に改める。 別紙様式第九号中 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を 「田氏 「当談氏名」を (住民基本台帳法施

施行令 黙旧乐及び名」に改める。 別紙様式第十一号中 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「四」を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 「当該氏名」 (住民基本台帳法 を 账

(保険仲立人保証金規則の一部改正)

第三条 保険仲立人保証金規則 (平成八年法務省令第三号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「凸」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を 「氏名」欄に括弧書で併せて記載する (1 とができ

別紙様式第二号中「凸」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を 「氏名」欄に括弧書で併せて記載する (1 とができ ° Sy

別紙様式第三号中「三」 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

ە 9

保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

2

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第

号の規定による 届出書に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当

該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記 又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第四号中「三」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第六号中「哥」 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

保険仲立人の場合は、※登録番号を記載すること。

2 載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。 該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当 号の規定による届出書に旧氏 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第 (住民基本台帳法施行令 「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

別紙様式第七号中「三」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

¥ 号の規定による 及び名を変更する る旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏 <u></u> 账 法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第 一該旧氏及び名のみを記載する 届出書に旧氏 旨を届け出るまでの間、 (住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定す (1 とができ 「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、 $^{\circ}_{\mathcal{N}}$ \bowtie

別紙様式第九号中「凸」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

法第287条第1項の登録申請書又は法第290条第1項の規定及び保険業法施行規則第220条第1項第1

号の規定に ٦ Ø 国 H 書に旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定す

 \mathcal{W} 旧氏をいう。) 及び名を併せて記載して提出した者については、 これらの書類に記載した当

及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、

 \bowtie

は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

(一般振替機関の監督に関する命令の一部改正)

第四 条 般振替機 関 \mathcal{O} 監督 に関する命令 (平成十四 *Ø*) 部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 取締役及び監査役の旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和四十二年政令第二百九十二号) 第三十

条の十三に規定する旧氏をいう。 以下同じ。)及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第四

条第一 項 の指定申請書に記載した場合において、 前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の 旧氏及

び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五. <u>の</u> 二 会計参与の 旧氏及び名を当該会計参与の氏 名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した

場合において、 前号に掲げる書類が当該会計参与 *(*) 旧 氏及び名を証するものでないときは 当 該 旧 氏

及 び名を証 す る 書 面

第八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二

受託

る書類に記載した場合にお į١ て、 前号に掲げる書 |類が *当該1 取締役及び監査役の 旧 氏及び名を証するも

.者の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて第九号に掲げ

 \mathcal{O} でないときは、 当該 旧 氏 及び名を証 !する書! 面

第八条第 二項第十二号の次に次の 号を加える。

十二の二 受託者の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前号に掲げる書類に記載した

場合において、 同号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、 当該 旧 氏

及び名を証 す る書面

第十六条第二項第二号中ニをホとし、 ハをニとし、 口 0 次に次のように加える。

取締役、 執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、 執行役又は監査役の氏名に併せて前項第

ノヽ

号には 掲げ る事 ,項を記: 載 Ü た書 面に 記 載 Ű た場合におい て、 口 に掲げる書 類 が 当該取 締 役、 執 行役

又は 監 查役 \mathcal{O} 旧 氏 及び 名を証 するものでない ときは、 当 該 旧 氏 及び 名を証する書面

第十六条第二項第三号に次のように加える。

会計参与 0 旧 氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載 L た書面

に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは

当該旧氏及び名を証する書面

記載、

した場合におい

て、

口

第十九条第二項第十三号

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

号を加

える。

十三の二 特定合併後 \mathcal{O} 振 替 機 関 \mathcal{O} 取 締 役 及び 監 査 役 \mathcal{O} 旧 氏 及び名を当該 取 締役及び 監査 夜 \mathcal{O} 氏 名に併

せて合併認 口 申 -請書に 記載 した場合において、 前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の 旧 氏及び

名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十九条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十 五 の 二 特定合併後の 振替機関 \mathcal{O} 会計参与 \mathcal{O} 旧 氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて合併認 可申 . 請

書に記載した場合において、 前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないとき

は、 当 該 旧氏及び名を証する書 面

第二十条第二項第十三号の次に次 0 号を加える。

十三の二

設立会社

(T)

取

締

役及び

監

查役

 \mathcal{O} 旧

氏

及び名を当該

取

締役及び

監査

一役の

氏

名に併せて新

設分割

認可申請書に記載した場合において、 前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証

るものでないときは、 当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 設立会社 \mathcal{O} 会計 参与 \mathcal{O} 旧 氏 及び名を当該会計参与の氏名に併せて新設 分割認可 申請 書 に 記 載

た場合において、 前号に掲げ る書類が当該会計参与の 旧 氏及び名を証するものでないときは

旧 氏及び名を証する書 面

第二十一条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 承継会社 一の取締役及び監査役 の旧 氏及び名を当該取締役及び 監査役の氏 名に併せて吸収分割

可申 請 書に 記 載 した場合にお į١ て、 前号に掲げる書類が当該取締役及び監査 役 0 旧氏及び名を証 す

認

るものでないときは、 当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二

承継会社の会計参与

 \mathcal{O}

旧

氏及び名を当該会計参与の氏名

に併せて吸収分割

認可:

申請

書

に

記 載

た場合において、 前号に掲げる書類が当該会計参与 0 旧 氏及び 名を証するものでないときは

旧 氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 認可申 書に 譲受会社の取締役及び監査役 載 した場合に į١ て、 前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役 の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡 旧氏及び名を証

るものでないときは、 当 該 旧 氏 及び名を証する書面

請

記

お

第二十二条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 譲受会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申 請書 に記

た場合において、 前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、 当該

旧氏及び名を証する書面

0

す

(信託会社等営業保証金規則の一部改正)

第五条 信託会社等営業保証 金規則 (平成十六年) 法務省 令第二号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「EI」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を 「氏名」欄に括弧書で併せて記載する (1 とができ

様式第二中「臼」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を 「氏名」欄に括弧書で併せて記載する (1 とができ $^{\circ}_{\mathcal{N}}$

様式 第四中 を削り、 同 様式 記載上の注意中 「婚姻前の氏名」 を \equiv 开 (住民基本 台帳法施行令

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」を 「当該旧氏及

ە 9

び名」に改める。

様式第五中 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」や「旧氏 (住民基本台帳法施行令(

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 「当該旧氏及

び必」に改める。

様式第七中「円」を削り、 同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏(住民基本台帳法施行令(

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」を 「当該旧氏及

び必」に改める。

(信託兼営金融機関営業保証金規則の一部改正)

第六条 信託 兼営金融機関営業保証 金規則 (平成十六年) 法務省 令第四号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「平」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

様式第二中「臼」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田天 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ とができる

様式第四中 「四」を削り、 同様式記載上の注意中「盛樹門の氏名」を「田氏 (住民基本台帳法施行令 (

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 「当該旧氏及

び必」に改める。

様式第五中 「四」を削り、 同様式記載上の注意中「癌姻前の氏名」を「田凩 (住民基本台帳法施行令 (

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、「当該氏名」や「当該旧氏及

び必」に改める。

様式第七中 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を 「田氏 (住民基本台帳法施行令

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」を 「当該旧氏及

び必」に改める。

(保険会社等営業保証金規則の一部改正)

第七条 保険会社等営業保証 金規則 (平成十六年) 法務省 令第五号) の 一 部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式第一中「印」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。) 及び名を 「氏名」 欄に括弧書で併せて記載するこ とができ ° °

様式第二中「FI」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田天 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を 「氏名」欄に括弧書で併せて記載する 1 とができ Ø

様式第四中 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」 を 一田氏 (住民基本台帳法施行令

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」や「当該旧氏及

び名」に改める。

様式 2第五中 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」 を 「田央 (住民基本台帳法施行令

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 「当該旧氏及

び必」に改める。

様式第七中「四」を削り、 同様式記載上の注意中「盛烟町の氏名」を「田氏 (住民基本台帳法施行令 (

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 「当該旧氏及

び必」に改める。

(少額短期保険業者供託金規則の一部改正)

第八条 少額短期保険業者供託金規則 (平成十八年 法務省令第一号)の一部を次のように改正する。内閣府

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号 (記載上の注意を除く。) 中「四」 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。)及び名を 氏を改めた者においては、旧氏 「氏名」欄に括弧書で併せて記載する (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規 (1 とができ NH B

別紙様式第二号 (記載上の注意を除く。) 中 を削り、 同 様式 記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。) 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令 及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載する (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規 (1 とができ B

別紙様式第三号 (記載上の注意を除く。) 中 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 条の13に規定する で併せて記載し、 した当該旧氏及び名を変更する 法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ 旧氏をいう。) 7 及び名を併せて記載して提出した者については、 を届け出るまでの間、 (住民基本台帳法施行令 とができ 「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書 ° Sy (昭和42年政令第292号) これらの書類に

別紙様式第四号 (記載上の注意を除く。) 中「FD」を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

記載 0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載 した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 法第272条の2 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ 第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 とが、 (住民基本台帳法施行令 W W ° S 「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて (昭和42年政令第292号)

別紙様式第六号 (記載上の注意を除く。) 中 を削 り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、 した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 (住民基本台帳法施行令 「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書 (昭和42年政令第292号) これらの書類に記載

で併せて記載し、 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ とができる。

別紙様式第八号 (記載上の注意を除く。) 中 · ------を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、 で併せて記載し、 した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、 法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 又は当該旧氏及び名のみを記載する (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 1 とができ 「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書 M \mathcal{N} これらの書類に 記載

別紙 様式第九号中 を削り、 同様式第2面記載上の注意を次 のように改める。

(記載上の注意)

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、 法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) これらの書類に記載 第30

で併せて記載し、 した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ とが、 W W $^{\circ}_{\circ}$

別紙様式第十号 (記載上の注意を除く。) 中 を削り、 同 様式 記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、 で併せて記載し、 した当該旧氏及び名を変更する旨 法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ を届け出るまでの間、 (住民基本台帳法施行令 とができ 「代表者の氏名」 ° S 欄に当該旧氏及び名を括弧書 (昭和42年政令第292号) これらの書類に記載

別紙様式第十二号(記載上の注意を除く。)中「平」を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

0第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏 法第272条の2 第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の2 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)

条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載 した当該旧氏及び名を変更する 7 を届け出るまでの間、 「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書

(金融商品取引業者営業保証金規則の一部改正)

で併せて記載し、

又は当該旧氏及び名のみを記載するこ

とができ

 $_{\circ}^{\circ}$

第九条 金融商 品取引業者営業保証金規則 (平成十九 年法務省令第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「띄」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定

する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができ ° Sy

別紙様式第二号中「鬥」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田田田 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定

する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号中 「印」を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を 「田氏 (住民基本台帳法施

合行 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 一当該

田田及び名」に改める。

別紙様式第五号中「舀」 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定

する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ とができ \mathcal{N}

別紙 様式第七号中「呂」を削 り、 同様式記載上の注意1中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 (住民基本台帳法

(昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」を 二

(投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令の一 部改正)

第十条 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令 (平 成

十九年内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中 「社債等の振替に関する法律」 を 「社債、 株式等の振替に関する法律」に改める。

第五条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「四」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

天 を改めた者においては、 田氏氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定

する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載するこ とができる。

(有限責任監査法人供託金規則の一部改正)

第十一条 有限責任監査法人供託 金規則 (平成十九年) 法務省 令第八号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別 紙 様式第 号 (記 **[載上の注意を除く。)中「ヨコ」** を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

B 旧氏をいう。)及び名を氏名を記載する 氏を改めた者においては、 田氏氏 (住民基本台帳法施行令 欄に括弧書で併せて記載す (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定す Š (1 \sim かべて M \mathcal{N}

別 紙 様式第二号 (記載上の注意を除く。) 中 を削り、 同 様式 記載上 の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規定す

B 団 氏をいう。)及び名を氏名を記載する 欄に括弧書で併せて記載する (1 とができ $_{\circ}^{\circ}$

別 紙様式第三号 (記載上の注意を除く。) 中 を削り、 同様式 記 !載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

の変更登録申請書を提出するま ----又は当該旧氏及び名のみを記載するこ 及び名を併せて記載して提出した者については、 に事職 公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録 田氏 (住民基本台帳法施行令 での聞、 とができ (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、 $^{\circ}_{\circ}$ これらの書類に記載した当該旧氏及び名 を発 更 ا م 7][[

- 2 務に関する法律 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、電子署名(電子署名及び認証業 (平成12年法律第102号) 第2条第1項の電子署名をいう。)を行わなければならない。
- ω ----4 中華 より提出する場合には、 申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなけ

ればならない。

別紙様式第四号 (記載上の注意を除く。) 中「臼」を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、 田天田 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規定す

Ø 旧氏をいう。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載する 1 とができ $^{\circ}_{\circ}$

別 紙 様式第六号 (記載上の注意を除く。) 中「曰」 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意

擅 書に旧 を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更 公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号) 田 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び 第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録申

松

旧氏及び名のみを記載する 請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、 (Y とが、 S S $^{\circ}_{\mathcal{N}}$ 又は当該

別紙 様式第七号中 を削 り、 同 様式 記載上 の注意中3を4とし、 2の次に次のように加える。

 ω の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、 -----又は当該旧氏及び名のみを記載する 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する 請書に旧氏 公認会計士法施行規則 (住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。) (平成19年内閣府令第81号) (1 \sim がな 14 B 第60条の申請書 又は同令第65条第1項の変 更登録 7

(記載上の注意 別紙様式第八号 (記載上の注意を除く。) 中 · [H]_ を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

----及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨 這 公認会計士法施行規則 書に $\overline{\Box}$ 展 (住民基本台帳法施行令 (平成19年内閣府令第81号) 第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する 旧氏をいう。)

- の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ とができ $^{\circ}_{\circ}$
- 2 務に関する法律 ----温 **職** ※を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、 (平成12年法律第102号) 第2条第1項の電子署名をいう。)を行わなければならない。 電子署名 (電子署名及び認証業
- ω 請書を書面により提出する場合には、申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなけ

ればならない。

別紙様式第十号 (記載上の注意を除く。) 中 を削り、 同様式記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意

の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、 又は当該旧氏及び名のみを記載するこ 及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する 申請書に旧氏 公認会計士法施行規則(平成19年内閣府令第81号)第60条の申請書又は同令第65条第1項の変更登録 (住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。) 7

とができ

 $^{\circ}_{\circ}$

- 2 務に関する法律 申請書を電子情報処理組織を使用する方法により提出する場合には、 (平成12年法律第102号) 第2条第1項の電子署名をいう。)を行わなければならない。 電子署名 (電子署名及び認証業
- ω ----温 **#** 4 **#** 恒 より提出する場合には、 申請をした有限責任監査法人の登記事項証明書を添付しなけ

ればならない。

(電子記録債権法施行規則の一部改正)

電子記録債権法施行規則

第二十二条第四項第三号の二中 (平成二十年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。 「婚姻前 の氏名を当該」を 「旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭 和 四十二

年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。 以下同じ。 及び名を当該」 婚姻

前 0) 氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に、 同項第五号の二中 「婚姻前 の氏 名 を 「旧氏及び名」

に改める。

条第三項第十二号の二及び第十四号の二、第三十七条第三項第十二号の二及び第十四号の二並びに第三十 第三十三条第二項第二号ハ及び第三号ハ、第三十五条第三項第十二号の二及び第十四号の二、第三十六

八条第三項第十二号の二及び第十四号の二中 「婚姻前の氏名」 を 「旧氏及び名」 に改める。

(前払式支払手段発行保証金規則の一部改正)

第十三条 前払式支払手段発行保証 金規則 (平成二十二年) 法務省 令第四号) の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様式 第一 中 を削 り、 同 様式 記 載上の注意2. 中 「婚姻前の氏名」 を 一田田 (住民基本台帳法施行

⟨E (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 「当該氏名」を 日落馬」

氏及び名」に改める。

様式第三中 を削り、 同様式記載上の注意2. 中 「婚姻前の氏名」 を 「田氏 (住民基本台帳法施行

⟨b (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 日落馬」

氏及び名」に改める。

様式第四中「四」を削り、 同様式記載上の注意2. 中 「婚姻前の氏名」や「旧氏 (住民基本台帳法施行

⟨E (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 日落馬」

 田及び名」 に改める。

様式第五中 を削り、 同様式記載上の注意2. 中 「婚姻前の氏名」 を (住民基本台帳法施行

⟨E 田及び名」 に改める。 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」や「当該旧

⟨b 氏及び名」に改める。 様式第七中「鬥」を削り、 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。) 及び名」 以、 同様式記載上の注意2. 中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 「当該氏名」や「当該旧 (住民基本台帳法施行

様式第八中「臼」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。 氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

様式第九中「四」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。 氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

(資金移動業履行保証金規則の一部改正)

第十四条 資金移動業履行保 証 金規則 (平成二十二年) 法務省 令第五号) の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「本人が署名押印した」を削る。

様

式

2第一中

を削

り、

同様式

記

.載上の注意中

「婚姻前の氏名」や「旧氏

(住民基本台帳法施行

4F

昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」を 「当該旧氏及

び必」に改める。

様式第三中 を削り、 同様式記載上の注意1. 中 「婚姻前の氏名」 を 一一田氏 (住民基本台帳法施行

⟨b (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 日落馬」

 圧及び名」 に改める。

様式第四中 「呂」を削り、 同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「田氏 (住民基本台帳法施行令 (

昭和42年政令第292号) 第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 「当該氏名」 を 「当該旧氏及

び必」に改める。

様式第五中 を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」 を 「田田 (住民基本台帳法施行令

び名」に改める。 昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、「当該氏名」や「当該旧氏及

び名」に改める。 昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名」以、 様式第七中「鬥」を削り、 同様式記載上の注意中 「婚姻前の氏名」を「旧氏 「当該氏名」を (住民基本台帳法施行令 (「当該旧氏及

様式第八中「臼」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。 氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

様式第九中「
当」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。 氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

様式第十一中「三」を削り、同様式に次のように加える。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏 (住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第30条の13に規

定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

附則

この命令は、公布の日から施行する。